

下鎌田小学校 保護者説明会 記録要旨

【日 時】令和 2 年 12 月 14 日(月)13 時 30 分～14 時 10 分

【会 場】下鎌田小学校 体育館

【配布資料】下鎌田小学校・下鎌田西小学校の統合・改築について

【説明内容】

- 1 統合の理由について
- 2 統合による効果と課題について
- 3 統合に向けた取り組みについて
- 4 統合・改築のスケジュールについて

【質疑内容】

仮設校舎に関すること

- ・仮設校舎建設中の振動・騒音対策はされるのか。
工事中に振動・騒音は発生しますが、最小限に抑えられるように工事業者と事前に対策を検討し、工事を進めていきます。
- ・仮設校舎運用中の子どもたちは、学校生活で不便が生じるのではないか。
確かに子どもたちにとっては、仮設校舎での生活や教室配置・レイアウトの変更で不便が出てきてしましますが、新たな教室の配置やレイアウトは、可能な限り早く検討を進め、児童・保護者の皆様にお伝えします。また、学校生活上使い勝手に不便が生じる場合は、適宜改修などを行っていきます。
- ・仮設校舎の建設開始時期を子どもたちが学校を利用していない夏休み中に前倒しできないか。
業者との契約や設計期間を含め、建設開始時期を令和 4 年秋頃としています。少しでも前倒しできるように検討します。
- ・仮設校舎の生活環境は、現校舎と同様なものなのか。
教室には冷暖房を設置し、また、トイレや水道も児童数に応じた必要数を算出したうえで設置するなど、現校舎と変わらない環境を整備します。

通学区域に関すること

- ・通学区域を変更するとあるが、下鎌田小学校の通学区域外から通学している児童は、下鎌田西小学校敷地に移転後も引き続き通い続けることができるのか。
通学区域変更に伴い、現在通っている児童に転校をお願いすることはありません。令和 5 年 4 月以降の新入学生は、変更後の学校に通っていただくこととなります。

- ・ 兄弟が下鎌田小学校に通っており、下の子が統合時に 1 年生として入学する場合、通学区域外であっても統合校に通うことができるか。

兄弟が入学時に在学している場合、指定校変更が適用され、入学することが可能です。

その他の事項に関すること

- ・ 校庭代替地として記載されている下鎌田西小学校の南側にある公園予定地に子どもたちが移動する際は、先生の付き添いのもと信号を渡るという運用をしていくのか。

代替地の運用には安全対策が必要なので、学校と協議のうえ対策を講じていきます。

- ・ 合同会議のメンバー構成を教えてください。

両校の校長先生・副校長先生、学校評議員、PTA 会長・役員で構成しています。

- ・ 代替地での体育の授業は、着替えや移動を考えると時間が減ると思うが、十分な授業時間は確保できるのか。

授業の組み方は学校と相談のうえ進めていきます。他校の例では徒歩圏内で代替地を確保できない場合はマイクロバスを利用して移動時間の短縮を図っています。

- ・ 仮設校舎建設中は学校開放の利用は可能か。

工事ヤードの確保により、校庭利用可能面積が狭くなるため、建設中は利用できない可能性があります。一部利用可能であったとしても制限がかかる場合もありますので、担当の教育推進課と協議のうえ対応します。